

第三十三回 参議院社会労働委員会會議録第四号

昭和三十四年十一月二十四日(火曜日)
午前十一時四十二分開会

委員の異動

十一月二十日委員草葉隆圓君辞任につき、その補欠として大谷藤之助君を議長において指名した。
十一月二十一日委員千葉信君辞任につき、その補欠として藤田藤太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
阿具根 登君

委員

勝俣 稔君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
坂本 昭君
村尾 重雄君

国務大臣

労働大臣 松野 頼三君

政府委員

通商産業省 樋詰 誠明君
労働省 百田 正弘君
安定局長 百田 正弘君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件
○炭鉱離職者臨時措置法案(内閣送付、予備審査)
○適合審査会開会の件

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから委員會を開きます。
まず、委員の異動を報告いたします。十一月二十日付をもって草葉隆圓君が辞任し、その補欠として大谷藤之助君が選任されました。また、十一月二十一日付をもって千葉信君が辞任し、その補欠として藤田藤太郎君が選任されましたので、御報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは炭鉱離職者臨時措置法案を議題といたします。政府からは、労働省から松野労働大臣、百田職業安定局長が出席をいたしております。通商産業省からは樋詰労働局長が出席をいたしております。これより質疑に入りますが、初めに本法案の細部について政府委員から説明を聴取したい、かように考えています。

○政府委員(百田正弘君) 本法案の内容容につきまして逐条的に御説明を申し上げたいと思います。
お手元にございます「炭鉱離職者臨時措置法案関係資料」のちよりど中ほどに「主要条文説明」を入れてござい

ますので、御参照願います。
第一条の目的は、再三労働大臣からの提案理由の御説明にございまして、石炭炭業における失業の情勢が非

常に深刻になってきた事実にかんがみまして、政府におきましても、従来からあるいは職業紹介、職業訓練、公共事業への吸収といったような一連の措置をとって参つてきたのであります。が、現状におきまして、なお多数の離職者が産炭地に滞留しており、その後におきましても、失業者の発生を見ておる状況にかんがみまして、従来だけの措置をもっては不十分である、特に石炭炭業の離職者というものは特定の地域に集中して発生すると同時に、その地域全体が非常に労働事情が悪くなるばかりでなく、石炭炭業の労働者が職業を転換していくという場合に普通の人よりは非常に困難な状態にあるわけでございますので、この法律によりまして、特にこの施策の強化をいたしますために、第一には広域にわたる職業紹介の強化、それから炭鉱離職者を吸収するための特別の事業の実施、炭鉱離職者緊急就労対策事業、特別職業訓練の実施、あるいは炭鉱離職者の再就職を援助するための特別の機関の設置というような措置を強化してやうなことが必要であるというよう

なことから、本法案を提出いたしましたわけでございます。第一条の目的はその意味のことをうたつてあるわけでございます。
第二条におきましては、この法律の中で使われる用語の定義を書いてございまして、第一に「炭鉱労働者」というのは、「石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の作業に従事する労働者」とする。今申し上げました趣旨から、炭鉱労働者というものは、非常に就職が困難であり、その地域において多数発生し、かつ、炭鉱労働者の特殊性からして就職が困難であるという事情からいたしまして、特に炭鉱労働者を明記したのでございます。

「炭鉱離職者」と申しますのは、これは特別な制限がございせんので、炭鉱労働者として離職した労働者でございまして、現在失業している、あるいは何らかの収入を得ている者でありまして、社会通念上その職業がきわめて不安定であるといったような、いわば失業と同様の状態にあると認められるもの、これも含めて対策の対象としていくというふうにいたしておるわけでございます。

「炭鉱離職者」につきましては、他の法律にある通りでございます。特に説明を要しないわけでありまして、第二章は、職業紹介等でございます。これは今職業紹介と炭鉱離職者緊急就労対策並びに職業訓練、それから炭鉱離職者の優先雇用、四つの事項を規定してございまして、

第一の、職業紹介でございますが、先ほども申し上げましたように、炭鉱離職者の多数発生している地域と申しておいて、それがその場所におきましては非常に再就職が困難であるという現在実情にあるわけでございますので、そうした炭鉱離職者につきましては、まず第一に、職業の転換ないしは他産業への吸収ということをはかつて

いく必要があるわけでございます。これも単に通常の手段をもってしては非常に困難でございますので、政府におきましては、積極的にこれらの炭鉱離職者が他産業、他地域へ吸収されるような措置を講ずる必要があるわけでございます。従いまして、それについての職業紹介に関する計画をこころ成して、その計画に基づいて必要な措置を講ずることとしたわけでございます。

職業紹介に関する計画と申しますと、その他域における他地域への転出の希望者並びにその実施、職業訓練を必要とするかどうか、また、他産業においてどこにだけ吸収できるか、政府におきましても、そうした、積極的にこれらを吸収するための措置を講ずるための計画を立てるわけでございます。そういうことによりまして、広域職業紹介を実施することによって、他産業にできるだけ吸収していくことのために必要な職業紹介の措置を講ずることとしたしておるわけでございます。

第二に、炭鉱離職者の緊急就労対策事業でございますが、原則は今申し上げましたようなことによりまして、職業安定機関の努力ないし産業界一般の協力によりまして、これをできるだけ他産業に吸収していくというものを建前としたわけでございますが、多数の離職者のことでございまして、この措置によつても職業につくことが非常に困難であるという炭鉱離職者につきましては、現地におきまして

暫定的に就労する機会を与えるための炭鉱離職者緊急就労対策事業というものを新たに設けるということにいたしましたわけでございます。この計画は、従いまして今申し上げました趣旨によつてこれを計画していくわけでございしますが、これを定めようとする場合には、あらかじめ、地方々々で行なわれまします事業でございしますので、関係地方公共団体の長の意見を聞くことといたしましたわけでございます。

なお、この緊急就労対策事業におきまして、大体地方公共団体の長が実施していくことになるわけでございしますが、その地方の産炭県におけるところの地方公共団体の財政の実情にかんがみまして、その要する費用につきましては五分の四の補助をするというふうにいたした次第でございまして、今回の補正予算におきましては、緊急就労対策事業によつて吸収を予定しておりますのが五千五百人、補助金額にいたしまして四千四百八十万円というふうになっていくわけでございします。

で、この緊急就労対策事業につきましては、これに第四項によりまして一定数の炭鉱離職者の使用を義務づけているわけでございまして、労働大臣がこの事業につきましましては幾ら以上ということをきめることになっております。現在考えておりますのは、率におきまして八五%以上を吸収する、こういうふうな計画でございします。

その次の第五条の職業訓練でございしますが、第三条の措置における広域職業紹介を実施していくという場合におきましても、炭鉱離職者の前職の關係

からして、そのままであると非常な困難であるという事情等もございします。その再就職を容易にするために、職業訓練につきまして特別の措置を講ずることといたしてあります。で、特別の措置と申しますのは、第一には、できるだけ炭鉱離職者の前職に適するような職種並びに就職しやすいような職種を選定する。それから入所時期等につきましても、従来のようになく、四月あるいは十月というふうなことでなく、入所時期についても特別の措置を講じていく。同時に、職業訓練の期間につきましても、その実情に即した措置を講じていく。これがために従来の職業訓練施設のみでなく、職業訓練施設の増設ないし新設を考慮したいと考えているわけでございします。

で、第二項の職業訓練に要する費用でございしますが、これに対する国庫の負担につきましましては、職業訓練法に基づいて規定がございしますが、それによるほか、「政令で定めるところにより、その一部を負担する」、これは施設費につきましましては二分の一でございしますが、運営費につきましましては一般の二分の一を三分の二に引き上げて負担するということにいたしているわけでございします。

第六条の炭鉱離職者の優先雇用につきましては、炭鉱離職者に対しては、相当現在におきましても炭鉱労働者の雇入れというものが毎月一定の数があるわけでございします。そうした場合におきましては、従来の経験からいっても、できるだけ、地元には多数の離職者がいるのでございしますからして、その炭鉱離職者を優先的に雇い入

れるようにしてもらいたいということに第一項に規定いたしております。従いまして、第二項におきましては、炭鉱離職者が炭鉱労働者を雇い入れたいという場合には、公共職業安定所に求人申し込みを義務づけたわけでございします。それによりまして、その安定所に登録してあるところの炭鉱離職者をまず優先的に採用してもらうというふうな措置を講じて、炭鉱労働者が非常に一般的には就職しにくい状態にありますのを、こうしたことによりましてできるだけ就職可能になりますように、通常のものと同様な程度までそのハンディキャップが克服されますように、こうした優先雇用の措置を講じたわけでございします。

第三章は炭鉱離職者援護会に関する規定でございします。で、これらの措置を政府が講じていきます場合におきまして、やはり炭鉱労働者の特殊性から考えまして、これらの人の就職が通常のものよりも非常に困難であるという実情にかんがみまして、やはり特別な援護の手を差し伸べる必要があるということからいたしまして、本援護会を新設することにしたのでございします。

第七条、第八条、第九条、この辺は法人に関する例文でございします。特に御説明をすることを省略させていただきます。第二節の役員及び職員につきましても、役員は、理事長一名、理事三人以内、監事二人以内。あとの権限は通常の場合と同様でございします。第十五条におきましては役員の任命及び任期。理事長及び監事は、労働大臣及び通産大臣が任命する。理事は、両大臣の認

可を受けて理事長が任命する。役員の任期は、三年といたしました。その他の十六条以下の条文は、特に説明を省略させていただきます。第三節の、十一ページの業務でございします。業務の範囲につきましまして御説明いたします。

第一は、二十三条の第一号は移住資金の支給でございします。援護の業務の主といたしまして、移住資金の支給を掲げておりますが、この移住資金は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に移住する者に移住資金を支給するという内容となっております。この内容といたしましては、大体、第一に移住資金の支給の標準でございしますが、これにつきましては、炭鉱における勤続の状況、と申しますのは炭鉱労働者としての貢献の度合いと申しますか、それから移住する所の距離等によりまして、多少の区別をいたしていくわけでございしますが、大体の標準といたしましては、標準家族世帯数三・三人ということにいたしまして、九州を基準にして考えまして、関西地区、大阪地区あたりまで移住するといふ者につきましましては、十万円程度を一つの目安といたしまして、予算的には本年度内四千八分、平均単価七万五千円―三億円を一応めどにいたして計上いたしてございします。扶養家族を有する者と単身者の場合にはそこに区別をつけていくというふうなことを考えております。

その次の職業訓練を受ける炭鉱離職者に対する手当の支給でございします。これは今回の措置によりまして職業訓練を実施して参るわけでございしまし

て、しかしながら、失業保険の受給期間中はとにかくといたしまして、その以降につきましましてはその間の生活の問題もございします。で、なかなか訓練を受けられないというふうな状況にある人もあるわけでございまして、これらの者に対しては訓練手当を支給することにしたところでございします。

それから次の職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設でございしますが、これは今回の予算によりまして、従来の総合訓練所は北九州にも山口等にもございしますが、これらの総合訓練所を拡充いたしまして、これに炭鉱離職者のための職業訓練の特別施設を作りた。そういう際に距離的に離れております関係上そこに行つて受けなければならぬという場合が生じますので、その人たちのために寄宿舍を援護会が設置するということにいたしてあります。

第四号は「炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して労働者用の宿舍を貸与すること」。これは公共事業その他の建設事業、あるいはその他の事業に雇用される労働者に対して、必要な場合に移動式の飯場と申しますか、移動式の宿舍をその事業主に貸与することによつて、その人たちのそういう地域において働くことを可能ならしめようというために移動式の宿舍を貸与することといたしました。

第五号は、今の四号は多少今度は、職業訓練の場合とはもう少し軽微になりますけれども、短期間の訓練というところまではいきませんけれども、短期間のいろいろな、再就職のためのいろいろな必要な知識ないしは簡易な技

能の習得というための講習会を実施する。

六は求職活動についての安定所との連絡。

七は、炭鉱離職者でみずから事業をやりたいという人たちに對する相談、並びにそれに対する金融等につきましての相談を行なうということができるようにしたい。

八、九、十につきましては特に御説明を要しないと思ひます。

第二項は、これらの業務を行ないます場合に援護会として大体どういふうなことでやっていくかということでございますが、特に今回の場合におきまして移住資金の支給と訓練手当の支給というのが一つの大きなウエートを占めているわけでございます。これを、一、二、三の業務とこれに付帯する業務につきましては、第二項によりまして主として次のような各五号に該当するものにつかまして行なうということにいたしましたわけでございまして、三、四、五の業務につきましては、この各号に該当しなくても全部の人にやっていくということでございます。

第一号は「当該離職者がその者の責に帰すべき重大な事由又はその者の都合によるものでないこと」、これはいわゆる任意退職でございますか、あるいは懲戒退職といふものは含まれない。その者の責めに帰すべからざる事由によつてやむを得ず炭鉱を離れるという人を重点的に置く。その「当該離職の日が昭和三十年九月一日以降の日であること」、三十年の九月一日と申しますのは合理化法の施行された日でございますが、一応そこに区切りを置き

まして、それ以降に離職した者を対象といたしたい。

第三号は、この場合におきまして、その者が炭鉱に對する貢献度と申しますか、炭鉱にわすかの期間しか働いていなかったものと、一定の期間以上働いておつたものとはおのずからそこに差異があるわけでございまして、この三号におきましては、一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を持つものであること。昭和三十年九月一日以降の離職者であること。二十年の九月一日といたしましては、この三十年九月一日以降の離職者で、その前に一年以上いることを明確にするための念のための表現でござい

ます。第四号は「この法律の施行後において新たに安定した職業に就いたことのないこと」、この法律が施行されたこととあつておきまして、炭鉱といふものは非常に離職者の発生が多いし、また、今後もそうしたものが見込まれるというときにおきまして、法律施行後もうすでに社会通念上安定した職業と認められるものについて人たちにつきましては、これは対象としないということでございます。

第五号は「この法律の施行の際現在、炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住している地域に住所を有すること」。これは、もうすでにほかの地区に安定した職業を求めて行つておるといふ人たちが、この後におきまして新たにそれまでは対象といたさない。現にその産炭地帯におきましてそこに住居を有し、前四号の要件を持つておる、これだけにつきましては、移住資金並び

に訓練手当の対象としていこうということでございます。

第三項は、第一項第十号の特別の業務を行なうわけでございするが、これは特に説明はございません。

第二十四条の業務の運営でございするが、「援護会」は、炭鉱離職者の発生の状態その他の雇用状況を考慮して、援護の必要の大きい地域について重点的に業務を行なうものとする。援護会がやつていきます場合におきましても、いろいろおのずから限りがございするもので、援護の必要の大きい地域について重点的に行なう。具体的に申しますれば、福岡県、北海道、福島県、山口県、佐賀県、長崎県というような地区にならうかと思ひます。

「援護会の業務は、前項の規定によるほか、炭鉱労働者としての経歴、離職の原因、離職後の生活の状態その他の事情を考慮して行なうものとする。同じ援護をいたします場合につきましても、その緊要度という問題があるわけでございます。そういう点を十分考慮してやつていくというのが二十四条の業務の運営の指針でございます。

第二十五条は、これらの点を具体的に業務方法書で援護会が明確に規定いたしました。而大臣の認可を得ることいたしました。

第四節の財務及び会計につきましては、例文でございするもので説明を省略させていただきます。

第五節の監督でございするが、これも特に御説明を申し上げる事項はございません。

第六節の補則につきましては、援護会の解散の時期につきましては別に法律で定めるといふことになつて、援護

会の解散はいつする——この法律全体が五年以内に廃止することになつておりますが、援護会の解散につきましては、別に、その以前におきまして必要がなくなる場合もございするし、あるいはこの法律等を運用する場合もございする。これは、その状況等によりまして別に法律で定めることにいたします。

第四章の離職につきましては、第四十条で、前の炭鉱業者につきましては、炭鉱労働者の優先雇用ないしは安定所に対する求人申し込み義務づけたわけでございますが、この実行を確保いたしますために、安定所長に對しましては、定期的に、その雇用ないし離職の状況はどうであるかといふようなことを安定所長に對して報告を命じるといふ、炭鉱業者に報告の義務づけをいたしたわけでございます。

第四十一条は、援護会と安定所の相互の連絡、協力について記載してございます。

第四十二条でございするが、これは共済組合の組合員期間の特例でございするが、これはきわめて事務的な規定でございするが、今度援護会ができました場合に、国家公務員がこれに對しまして出向と申しますか、そういうことでこの業務を行なう、で、組合の職員になる——援護会の職員になるといつた場合におきまして、従来のいわゆる恩給通算でございするが、十月一日から共済組合の長期給付というこ

とになつておりますので、その場合におきましては、これが本人の希望によつて通算できるといふような方法を規定いたしましたわけでございする。

次に二十四ページの四十四条でございする。移住資金または第二十三条第一項二号、これは勤勉手当でございする。この権利は譲渡、差し押えの禁止の規定を設けて、これに對する保護をはかつたものでございする。

第五章は罰則でございするが、これに對しましては特別な御説明は省略させていただきます。

附則につきましては、税法におきまして他の特殊法人の例によりまして、租税の免税を規定いたしておるわけでございます。この附則によりまして、石炭合理化臨時措置法の改正をいたすことにいたしておるわけでございする。これは援護会の、先ほどちよつと私落としたが、援護会に對しましてこの石炭業整備事業団から交付金を交付するといふことになつております。この点を合理化臨時措置法の関係におきましても、援護会に對して交付金の交付につきましては行ない得る規定を設けたわけでございする。これによりまして、援護会といたしましては、石炭業整備事業団からの交付金並びに国の補助金その他交付金によつて業務を行なっていくわけでございます。

この法律の廃止の時期でございするが、本法におきましては、施行の日から五年以内に廃止するということになつております。このことは、五年以内にといたしたものは、今後五年以内に行なうだけ政府としては、こういう措置を講ずることによつて、石炭離職者の問題に對処していきたいということでございます。

以上、非常に簡単でございまして、聞きづらかつたと思ひますが、逐条に

象者をそこへ移すのだ、そんな考えはこの法律にはございません。たまたま課長になる前の若い優秀なものをどうしてもしばらくは置かなければ事務が動かない、あるいは連絡がなければ困るという何人かであって、九十九人を全部恩給通算の対象にすること等は考えておりません。従って、どちらかと申しますと、民間の方というとおかしいのですが、炭鉱の民間人を相当ここに吸収するというのがより円滑にいくのじゃないか、それと行政的に強力なものを部署に入れて、両方かみ合わせて援護会を作る意味で阿具根委員のおっしゃるように、私の方は炭鉱の経験者あるいは希望退職としていろいろ

された方の中から、いろいろに選別された。援護の手に届くのか、逆になるべく入りたい、その方がほとんど。援護の手が届くのか。逆に言えば、ほとんど大部分はそちらの方である。しかるに、中には行政連絡上、職場におった者、あるいはそういう職業訓練所におった者も必要であるというので、特にこの条項のために入れたわけであります。九十九人全部を入れるという考えじゃございません。援護会の中に炭鉱の経験のある方を援

すが、それはどうぞ誤解のないようにお願いいたします。

○阿具根登君　今までの法律案を見てみますと、たとえば合理化法で数百名の人がたがが働いておられるけれども、これもほとんど会社の幹部の方です。会社の課長以上の方なんです。ところが、新規採用になる事務員の女の方とか、年若い方とか、これは別個からいろいろな形で採用されておる。労働福祉

事業団が出てくれば、ほとんど幹部が

ら中堅どころまでは、お役人さんのことは仕事になっておる。こういうことで、実際の守らねばならない人たちが、こういう法律からいつもはみ出されておる、こういうことが今までずいぶんあつてゐるわけでありまして。御質問があつたならば、福祉事業団も、あるいは石炭鉱業整備事業団も、お調べ下さればわかることで、そういうところにやはり法の精神というものを私は生かしてやりたい。数の大小じゃなく、やはり法の精神というものはここにあらんだ。しかし、仕事の性質上これはその監督なり、あるいは技術者なりというものは当然のこととございしますが、そうでなくて、当然炭鉱の失業者でも採用できるようなところにも、別個の人が採用されておるという姿が非常に多いとございします。で、これは法の精神を考へる場合に、私は強く要望いたしておきますが、石炭局長が見えておられますから、一つ通産省の方に少し御質問を申し上げておきます。

現在の炭鉱の離職者をどのくらいに踏んでおられるか。さらに今非常に新聞、ラジオ、あるいは週刊誌等で騒がれております福岡県の炭鉱の離職者が、まあ電燈もついておらない、水道もついておらない、こういうような生活をしておるのは、一体合理化後の失業者であるのか、合理化前の失業者であるのか、そういう点を少しお知らせ願います。

○政府委員(樋詰誠明君) 現在どのくらいの炭鉱の人間が離職しておるかというお話でございますが、私も労働省と十分連絡をとりましていろいろ調査をいたしました結果、今日対策を要する人間といたしましては、大体二万一千名の人間に対策が必要じゃないか、そういうふうな考へております。それから合理化法施行以来今日まで、事業団で買い上げました炭鉱に働いておる人、結局買い上げられたことによつて失業した人は大体二万一千名、偶然にはば一致したような数字になっております。先ほどの二万一千は、必ずしも買い上げ炭鉱だけではございせん。現在買い上げられなかった炭鉱から出て困つてゐるという方も含んでございします。なお、現在それじゃ失業者が幾らおるかということとございしますが、これは御承知のように、毎年、たとへばことしを例にとつてみますと、解雇者が大体二万七千ぐらいあるんじゃないか。一方、採用者が五万名くらいあるんじゃないか。その差が二万三千名ということになってくれば、合理化法施行以来の各年をとりましても、八万名採用されて六万名解雇されたというふうな年もあれば、逆に、今申し上げたような年もあるというところで、解雇者そのものの数は、毎年大体六、七万ずつあります。これはほとんど数年間大体同じであります。新規採用がそのときの景気によつて五万ないし七万というぐらいで、皮肉にもこの合理化法ができたあとの三十二年、三十二年は御承知のように、全体でふえておりますが、三十二年から少しづつ減り出したという格好になっております。

○阿貝根登君 その三十二年、三十二年というときは、政府が長期計画を打ち出されて、そして石炭をこれだけ使つたんだ、そのために縦坑をどれだけ掘るんだと、非常に馬力をかけられたと

きなんです。もう予算委員会の蒸し返しはやりませんけれども、だから人も採用した、設備も拡充した、こういうことになっておると私は思ふんです。ところが、この五年間という精神もございしますが、今後今のように、たとへば二万七千名解雇になつて、五万名の採用があつてということと考へられな

い。どこで一体炭鉱労働者を採用するか、これは考へられぬ。おそろくもう解雇のしつぱなし、首の切りつぱな局長、どういふふうにお考へでし

○政府委員(樋詰誠明君) 政府の方で石炭を掘れといつたような長期計画を示したために、各炭鉱が人間も採用し、設備も大いにやつて、そして今日の不況を来たしたのでないかと、いつたような御質問でございしますが、この点につきましては、実は御承知のように、七千二百万トンを昭和五十年に掘るんだという、一応長期エネルギー計画の見通しが立てられましたのは昭和三十三年の年末でございします。ところが、そのころから、これは石炭がだんだん斜陽といひますか、落ち目になりまして、そしてこの計画が発表になつてから投資も減り、そして人間も減るという、非常に皮肉な現象を来たしておるわけとございします。七千二百万トンの計画が発表になつてからは、これは人間もだいたい減つております。それから投資の方も、予定額に比べて、だいたい金繰りが苦しいというよりなこと、スロー・ダウンをされて、とりあえずわれわれの方では、将来のために大規模な縦坑を開発したいと思つたのですが、なかなかそこまで

いのです。この徴候が現れたのは、もう一年前から現れておるのです。そうすると、通産省は何も知らない、世界的な恐慌だ、世界的な不況だといふことがいわれておるのに、一年前に通産省はそういうこともつかみ切らずに七千二百万トンの長期計画を立てられたということになれば、一体通産省は何をしてゐるかといふことにならざるを得ぬ、私はこう思ふのです。この不況が叫ばれたのは、もう一年前ですから、そうすると、たつた一年前にこれだけの世界的な油の進出が見えなかつたといふのは、これは通産省の責任といふものが、これは重大なものだと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(樋詰誠明君) 昭和五十年に七千二百万トンとれるというのじゃございせん、あの当時の規模で炭鉱工業生産が伸びていくということになれば、大体全体として二億七千万トン程度の石炭換算でエネルギーに要するであろう、その場合、物理的に、一応掘り得る石炭といふものをいろいろ考へてみた場合、これは外貨の事情その他十分に考慮して、できるだけとにかく国内で使うといふことでやつた場合に、一体どこまで供給できるかといふ、供給力のサイドから見るところの一応の見通しが七千二百万トンといふこととございまして、これはあくまでも経済計画に基づく長期エネルギーの見通しでございまして、このために掘るんだ、このために各社はこういう対策をとれといつたような強制、これはもちろん全然ないわけとございします。これは言いわけがましくなつてはなはだ恐縮であります、実はちょうどそのころ、ヨーロッパの各地におき

まして、石炭は今後相対的には下がるけれども、依然としてやはり非常に重要な国民的エネルギー源であるというところで、大いに頼らなければいかぬということが叫ばれて、各国ともいろいろ検討されたのでございますが、最近二年ぐらゐの間に、急激にいわゆるオートメーションに伴う流体エネルギーに対する需要といったようなものや、あるいは石油価格の低落、石炭価格の上昇というような経済性の問題から、急激に需要構成が変わってきたというところで、ドイツにいたしまして、イギリスにいたしまして、大幅に出炭計画の見直しを改定し、あるいは国営をやっておりますところでは、出炭計画そのものを改定しているのは御承知の通りでございますが、われわれ三十二年度に七千二百萬トンという一応の計画を立てたときには、経済企画庁が中心になりました、全体的なエネルギー計画からやったわけでございますが、最近の趨勢にかんがみまして、目下経済企画庁の方で、大体内に一応の結論を得べく、新しい長期エネルギーについての見直しというものの作業をいたしておりますので、われわれもいたしましては、その新しい作業の結果を待つて、今後の合法的なエネルギー政策というものに石炭をどうかみ合わせるかということについても慎重にやつていきたいというふうに考えております。

○阿貝根登君　そうした場合、政府が計画を発表した場合に、強制したのではないから責任を背負ないんだというようにになると、それでは国民は何を信頼しているか、政府の政策が発表された、その政策によって事業を進められ

ていくものと、私はかように思うわけですが。今の言葉は、これは予算委員会でも、通産大臣も総理大臣も言つて、時間がなかつたので追及できなかったんですが、それでいけば、今度また通常国会に出される長期エネルギー計画を考へてみる場合でも、責任はありま

せんよ、どうなるかわからぬのだ、一年後にどうなるかわからぬから、責任はありまけんけれどもこのくらいエネルギーは要るでしょう、こういうことじゃ、私は、国民は信頼して政府の言うことについていけないと思ひます。やはりそれは政策だから、あるいは間違ひはあるかもしれない。しかし、それに対する責任を持つてくれないければ、だれが信用していくか、私はこう思ふんです。この三十二年度の末に出した長期エネルギー計画というのは、これは企画庁が出したやつです。今度また出すのも、責任を持つてないやつをお出しになるんですか。これは国民としては、炭鉱労働者や炭鉱の経営者としては、政府は出したけれども責任は持てないんだ、いわゆる政府の政策は、これはどうなるかわからぬのだからついていけないんだ、こういう不信感で仕事をしたいんですか。

○政府委員(樋口誠明君)　先ほどもちよつと申し上げたのでございまして、七千二百萬トンのときには、これはもつぱら国内でそれだけのものが物的に供給できるかという能力的な面から量というものを、一応あそこに計上したわけでございます。で、そのときに価格の面、すなわち競争エネルギーを一応自由に選択し得るといったような前提というものにつきましましては、これは何ら触れることなしに、と

にかく国内でできるものがどのくらいあるかということだった、そのために価格面の検討が十分になされた結論というものを告示することができなかったために、ああいうことになつたわけでございます。今後は計画の前

にすつかり前提をつけて、こういうふうなあれである程度コンペティティヴであるということになるなら、このくらいの需要があるはずだという、その前提を明らかにした上で計画というものを発表すべきじゃなからうか、そういうふうに考えております。

○阿貝根登君　私は、そればかりじゃなかつたと思ひます。昭和五十年度は二億七千七萬トンのエネルギーを使うけれども、一億四千萬トンは外国のものを入力し、一億三千萬トンは国内炭だということになってくれば、それに對して何億ドルと、ちゃんとドルまで割つてあると思ひます。それは日本の輸入に、ドルを無制限に安いからといって出すわけにいかぬ、これは皆ざんがよく御存じの通りです。それなら、日本の経済からみて、ドルをどのくらい出されるのか、また、どのくらい切られるかということ、国内炭と競合しないように政策を立てられてほしいものだと私は思ひます。それはただ置だけじゃなかつたと思ひます。そうすると、予算委員会の質問では、エネルギーはふえます、今、すでにふえておりますということになると、総エネルギーというものは、私は違つておらないと思ひます。逆にふえるかもしれない、今のような伸び方でいくならば、もつとふえるだらうと思ひます。そうすると、按分の問題になつてくるのです。それには外貨の問題がか

らんでくる、油が日本でほとんど出ないが、九八％は外国のものです。そうするならば、外貨を切るのに、計画がなく外貨を切るということには、私はあり得ぬと思ひます。そうすれば、必ず、すでに考へ方はきまつておるのだ、きまつておらなければならぬと思ひます。そういう点は、どういうふうにお考へになりますか。

○政府委員(樋口誠明君)　今、御指摘のうちに、今後のエネルギー全体について考へます際には、外貨の問題、いわゆる国際収支の問題、あるいは投資効果といういろいろな面を総合勘案してやらにやいかぬということは、阿貝根委員の御指摘の通りだと思ひます。ただし、この前、五十年に七千二百萬トンというときには、これは一応、大体二十億ドル程度のあれにはなるだらうということは、試算はいたしましたけれども、しかし、実はそのときには、必ずしも外貨面の支払いというものをそれだけやることがよつて、安い国内のエネルギーがどうなるかといったようなそのあたりの考慮のこととは、先ほどの物的面からだけだけ確保できるかというような問題と同じように、あまり大きな観点を置かず

に、一応全体のエネルギーはこれだけ伸びるはずだということを中心にして、それをただ割り振つてみたら、物理的に供給できる電力は幾らくらい、石炭は幾らくらい、そうすれば結局、残りの四八％くらいは輸入にたよらざるを得ないということになるのじゃないかというように全体のエネルギーの規模を出してあるわけでございます。現在、われわれのエネルギーの規模と

いうものは、當時に比べて非常に小さくなるというようなことはないと思ひます。それは今後、この中でどう配分していくかという際に、先ほど、競争エネルギーとの価格の関係、どちらにより投資した方が、輸出が伸びるのか、あるいは雇用が結局ふえるのか、あるいは国際収支ではどっちがプラスになるのだといったようなことを総合的に見地からにらみ合わせて判断して、今度は間違ひのないような見直しを立てるということに努力したいと思つております。

○阿貝根登君　大臣が見えておられますので、局長の見解を承つておきますが、今のままで、石炭は値段が高い、重油は安いからということで、石炭の値下げをしないかということを通産大臣は指示されておるが、今のままで重油と太刀打ちできるかどうか、そういう見直しはどうですか。

○政府委員(樋口誠明君)　御承知のように、石炭が石油に対して非常に今、劣勢にあるという一番大きな原因は、これは価格の割高というのと同時に、供給が不安定だという面があるわけでございます。これは私から申し上げるまでもないと思ひますが、結局ほしいと思ひるときに必ずしも手に入らないといったようなことのために、やむを得ず輸入エネルギーでとにかくやつていくというやうなことをとらざるを得ないということが今までも再三あつたわけでございます。結局値段が高いということ、それから供給が不安定だ、むしろ質的に申しますならば、供給をますます安定させてくれ、そうしたらある程度それからできるだけ一つ値段を下げてくれというのが需要者

の方の希望でございますので、われわれといたしましては、今後石炭が安定的の供給を続けることができるということになるという前提に立つ限りにおきましては、だんだん値段を下げていくということ、必ずしも百パーセント重油に対して競争的でないからといったようなことでなしに、ある程度合理的の競争価格というところまでいくならば、これは使え方の産業も、国民経済としてとにかくこれだけの三十万からの雇用を持っている大産業というものはどうしても維持しなければならぬのだということになれば、これはある程度の割高くらいは、私は大体各産業とも寛容して使っていただけのじゃないか。従って、石炭の生産規模といたしまして、今後今よりも若干質でもふやすという方向に堅実な発展をするように一つ努力すべきじゃないか、そういうふうに考えておりました、割高だからそれでも小っちゃくなれというようなことを騒々に議論は下せ得ないのじゃないか、そういうふうに考えております。

○阿具根登君 需要が安定しない、必要なときに石炭が手に入らないということ、これを言われたのですが、そういう点も一、二回ありました。しかし、石炭は油みたい簡単に片づけられるものじゃないと思います。御承知のように、去年私が質問したときは三百万トンの雨が降った。今までと比べて、そうすると、三百万トンの石炭を一体どこに置くか、だれが持っているのか、そういう問題が解決できない限りには、私は需要の安定ということとは置きないうるならば、安定機関はどこに置くか、だれが責任を持つべきかと

いう問題は私は起こってくると思うのです。ただ漫然と石炭の需給の安定だ、需給の安定をしないということでは、これはあれだけの場所をとり、また、しばらく置いておけば風化する、質が下がる、こういうことでは私は安心した需給の調節ということは考えられない、どこかにポケットを作らねばできない。こういうことになると思うのです。これは政府の責任だと私は思うのです。そういうものをしてやって初めて需給というものが調節できてくる。また、価格の面については、これは重油と石炭と太刀打ちせいかと思う。重油の外国資本を全部一つ教えていただきたい。重油がどのくらい入っている、スタンダードならスタンダード、その他の外国資本をここで一つ教えていただきたい。おそらく半数以上は外国資本だと私は思うのです。そういう外国資本が入ってきておる重油がどうして石炭が値段が下がったからといって、そのまま高い重油をそのまま持つてくると思われるか、私は思われないうる。また、重油も今もう飽和状態になってきている。世界の実情から見ても重油業界は、先走った人は重油の寿命はあと十五年だと見ている。何ぼ使ってもよろしい。今のうちうんと掘ってしまってもよろしい。そのあとには固形燃料だ。ソ連の月に飛んでいったあれは重油を積んでいったわけじゃない。そうすると、今後将来固形燃料だ、こんなのは時代おくれだ、こういうことでも先を見ている人は言っているわけだ。そういうことになつてくるならば、政府の保護がないならば、すみやかに今の産業とい

うものはつぶれていってしまふ、こういうことを考える。もう一つは、英国の話もございまして、英国では大体二億トン以上の石炭を使っています。現在二億八百万トンといわれておる。その中で四百万トンをどうしようか。四千人という人間はどうしようか。六十万名おる労働者の中で、四千万の人間はどうしようか。二億八百万トンの中で、四百万トンの石炭をどうしようかというのだ。日本のようにわずか三千万足らず、今二十八万くらいしかない、その中で十萬も切ろうか、三分の一も首を切らねばならないという状態と、五千万トンの出る石炭を三千万トンに押さえるように、まるで事情が違うのです。それにもかかわらず、英国等では、その四千万の大部分は六十五才以上の老人であつて、すでに生活保障は政府が認めておる。生活扶助はなしでいる。だから英国の労働組合でさえも、その炭鉱の失業者に対してはそんなに心配する必要はないと言っている。そこまで政府はやつておるわけだ。日本はそれよりもうんと悪い条件にありながら、政府は責任をちつとも感じないようにならに思われる。そうして出てきた失業者をどういう法律案で救うとか、あるいは七億二千万の金を追加して一つ救おうじゃないか、こういうことになつてきておる。そうすると、私はもつと通産省の責任というものは大きいんじゃないか、もつと積極的に考えていいのじゃないか、こういうように思うのですが、こういう問題についてどういうふうにお考えですか。

○政府委員(樋口誠明君) 今イギリスのお話がありましたが、私も在外公館かららつておる資料によりますと、イギリスにおきましても、さしあたりは今四千人というお話しでございまして、追つかけて六五年まで、昭和四十年までに三万五千からあるいは八万五千の人間といふものを、今の六十六万から吐き出さざるを得ないのじゃないかということ、將來も大体二億二千万程度、あるいは多くて二億一千五百万トンの石炭は掘つても無理だといふふうになって、そういう配置等をどうするかというところについてのいろいろ検討をしているというふう聞いております。ですから、今後は、より大きな方の方によりまして一年間に一万人以上です、その人間といふものを他の産業に回さざるを得ないということになるのじゃないかと考えます。

それから前半の方のいろいろお話しがございましたが、私ももちろんこれは非常に大きなエネルギーのものでございまして、これは一定割合はこれは国産のエネルギーでしかかり産業基盤として確立させる必要があると思ひます。百パーセント重油と競争できるというふうになつても思つております。せんが、しかし、市場の方で、置きかえ得ないで不安定だといふのはこれは困るので、まずそつちの方を安定していただきたい。それからとにかくあまりにも割高では困るから合理的なところまでは一つ値段を下げてくれということをお願いいたしますので、安定してあるところまで下がるなら、これは重油よりもある程度割高でも、これは国民経済として使おうじゃないか。そのときにとりやうて使わせるかという問題

も出てくると思ひますけれども、この問題は必ずしも今の段階においては触れる必要がないので、その間はだまつても一応使つてもらえる程度の国民経済的な考慮といふことは、各産業においても十分払つてもらえるといふふうに確信いたしております。

○阿具根登君 いろいろ問題じゃなくて、それは局長のお話しを聞いておればほとんど他力本願で、政府は自由経済だからこれは知らないのだ、重油と太刀打ちのできるくらい、多少高くても外貨その他を押えてやるから安くしなさい、こういうことを言つておられると思うのです。私が言つておるのはそういう意味じゃなくて、それはドイツの問題も御承知の通りだから、外国の問題はあまり言いたくないのですが、それは外国の石炭に対してはどのくらいの税金をかけるのか、重油に対してはどのくらいの税金をかけるのかというところをわけておるわけだ。おそらくフランスあるいは英国、ドイツ、アメリカは別個に考えまして、この三国の重油の値段と、日本に入つてきておる重油の値段と、それだけの値段の開きがあるか教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(樋口誠明君) まず前段の方でございますが、政府は何もしないといふのはございせん、これはたまたま長期契約、ことに大口の需要者との間に長期契約を結んで、弾力性の乏しい石炭鉱業が安心して炭を掘つていけるという格好に持つていくのが、これが一番いい方法ではないかと存じまして、われわれの一番大きなお得意さんは電力でございますが、一般炭の

三分の一を占める電力というふうなものに對しても、できるだけ一つ長期契約を結ぶようにというのを業界に指導をしてきたわけでありました。大体東京電力あたりで一年間の所要量の約八割近いものにつきました。一応の長期契約というふうな格好にしてあります。中には、僅だけでなしに、価格も何もきつちきつて、三年、五年というふうなやつておるものもぽつぽつ出て参りましたので、今後そういうふうな方向でいきますならば、これは石炭業界としては、関連業界との共同歩調のもとに、一応自分自身を安定させることができるのではないかと。われわれといたしましては、必要がありますれば、たとえば共同貯炭場というふうなものも設けさせて、それに必要な開発銀行の金を投ずるといったようなことも考へておりました。大体業界同士の話等ができますならば、今後ともそのように進めて参りたい、かように考へております。

それから重油の値段でございます。これはドイツがこの前石油と石炭との間にカルテルを結ばして、競争をしばらくしない、石炭と石油が仲よくやつていこうじゃないかという休戦を、エアハルトの指導のもとにやつた、ところが不幸にして破れた、これは御存じの通りであります。あのときの一応カルテルの価格が八十八マルクでございまして、大体日本の円にしまして、八十二、三円ですから、七千円程度になるかと思ひます。ところが、それが五十八マルクでダンピングするものが出たというこのために、いろいろ問題になって、課税するといったような案も用意されたわけござ

います。現在わが国に入ってきております油は、CIEにいたしますと、大体製品輸入では七千二百、三百円ですから、ドイツが安定させようと思つたというものと、製品輸入の場合の値段はほとんど変わりません。ただ御承知のように、国内における重油の価格というものは、これは国内炭の値段に相当引きずられるという事で、C重油で九千円、A、B重油では一万円をこえるという格好になっております。

○阿貝根登君　さらにドイツで三十マルクの関税をかけるということが論議されておるといふことは御承知ですか。

○政府委員(樋詰誠明君)　重油に對しまして三十マルク、二千五百円でありましたが、この消費税を取ろうという案が連邦参議院に提出されたのでございまして、これは先月の二十三日に一応参議院で否決されました。ただ御承知のように、ドイツは連邦議會がそれを可決すれば、あらためて参議院に送られて、その同意が得られないという場合、もう一度戻つて連邦議會で議決すれば、それは法律になるといふことになっておりますので、まだ全体としてアウトになつたわけではありませんが、第一段階の、まず先議する連邦参議院の方は、二十三日に否決という格好で、連邦議會に送られております。

○阿貝根登君　そのように、同じような事情にある西ドイツでは、たとえ否決になつても、政府としては、国内産業を守るためには、これだけの関税をかけるのだというところまで論議しているわけですよ。わが方ではどうですか、これだけの失業者を出さなければならぬといつておるのです。私らが何

ほど追及しても、税金のことは一切言わない、いかに油業者が強く動いていかうといふこともわかりませんが、しかし、たとえ否決されたとしても、今おつしやるように、まだ審議中なんです。しかも政府は三十マルクの関税をかけなければいけない、そうしなければ炭鉄はつづれる、こういうことまで言つておる。それと日本の政府と比べた場合、まるで月とすっぽんのような違いがあるではありませんか。日本の政府は、ここまできつておつても一切そういうふうな政策を立ててくれない、そうしてこれはあなたが一番よく御存じですが、石炭協会は三十八年度までに五千五百万トンの石炭を掘るとして、大手で六万六千、六百二十名ですが、こまかい数字でいへば……、それから中小で三万六千名、九万六千名、大体十名といふものを首切つても、八百円しか値は下がりにません。これがぎりぎりの最後ですといふことを言つておるのです。ところが、電力会社は何と云つてゐるか。そんなことではつまるぬ。千二百円下げにやだめだ、こういうことを言つておる。石炭協会の方は千二百円下げろといふならば、少なくとも三分の二の従業員を首切らねばできません、炭鉄も三分の一に減ります、そうしなければ、とてもじゃないが、そんな値段にはなりません、こういうことを言つておる。それに対して

も、何にも政府はこれに對して対策を持つておらない。たとえば電力会社の話も出ましたが、電力会社でも現在一〇%以上の重油を使つてゐる。九州だけ見れば五%です。これは公益事業である、公共事業である、こういうもの

の對しては、油は何%という割當をしていいはず。政府がこれだけ世話を焼くところですよ。そういうものに全然そういうことはやつておらない。ただ、今言われました共同貯炭場という構想は、私はいいと思つてゐる。しかし、それもお互いに話し合つて、そうして作りなさいといふところで、片一方は十名首切つて八百円の値下げをしますと言つておるのに、片一方は千二百円の値下げをしなければ買わないのだ、こういうことを、まるで王者が自分の勝ちに乗じておるような態度をとつておるのに、共同貯炭場を作れといわれてもきつこない。政府がこれをやる。政府が何らかの手を打たなければ、お互い、やりなさいと言つても、今のようなことで、私はいやな気がする。政府はそういうふうな面々がみ合はれて、いかに合はれていかに合はれて、その結果出てきたものに對して、政策を考へようといふことをとつておられると私は思ふのです。だから日本のこの政府のエネルギー政策といふものは、諸外国から比べて一歩も二歩も、十歩も後退しておるのではないかと。な

ぜもうちよつと前進しないか。その上で、法律案なら法律案、あるいは失業対策なら失業対策といふものも、私は考へられてしかるべきであるけれども、そうではなくて、力のあるものといふものを自由に競争させて、そうしてこれだけの十万人からの失業者を出そうとしておるといふところに、私は政策の誤まりがあるのではないかと、こゝろ思うのですが、いかがですか。

○政府委員(樋詰誠明君)　諸外国に比して日本の政府は、石炭の保護の方策をとつていないじゃないかというお話をございしますが、私は逆に、少なくとも今まで日本が石炭を保護してきた国はないのではないかと。これは御承知のように、重油ボイラーの設置を規制しているというふうな国は、世界にどこにもございせん。それから炭重な外貨割當で、とにかくどんどん入つてこようといふのをしやにむに押えつけて、たとえば先ほどお話のありました電力会社等につきました。大体一五%以上は油が使えないというふうな割當しかないという格好でやつておりますので、これは今までのこの国でもやつてなかつた、非常に嚴重な油の統制といふものをやることによつて、石炭の需要を何とか維持しようといふことにつきました。政府としては、できるだけ努力をしてきたつもりでございまして、ただ、今後どうするかといふことにつきました。当時予想しました以上急速なる需要業界の方の需要構成の変化といふようなことも、これは無視できませんので、今関係各省がせつかく協力して、この次の通常国会には、根本的なエネルギー政策といふものに基づく石炭政策といふものが打ち出されるようにといふことで、われわれ事務当局も、それに間に合はせるように、今、作業をいたしている最中

でございまして、これは私から申し上げるものもおがましい次第でございしますが、今度の通常国会あたりには政府として対策をお示しすることができるといふことになるんじゃないかといふことで、われわれ事務当局で作業を進めております。

○阿貝根登君 日本みたいに石炭業界を援護しているところはないとおっしゃるけれども、事実、日本の業者に對するいろいろな金融面その他で援助日本に九八%も外國から輸入しなければできない重油だというならば、その方の方策を考えるべきじゃないかかと、私はこう思うんですが。

○政府委員(樋詰誠明君) 量の規制だ

けやつて価格の方の規制をやらなかつたのは、というお話でございますが、量の規制をやつたために一〇〇ある需要に対して九〇しか入つてこない法案が日本でできたからこれは画期的

だど、こうおっしゃるけれども、それは価格であな方は押えずに、使用で押えただけのことなんです。日本は一番、油の少ないところです。出ないところ……。極端に言うならば、大東亜というこのために、これは市場価格が上がつて、石炭の価格に近いようなものになって、じゃ石炭を使おうかというようなことにもこれはなるわけでございますして、現実にはこの前の石炭不

戦争は油が日本にあったらばああいうことにならなかつたかもしれない、油がほしいから向うに進出して侵略したんだ、これも私は過言でないと思うんですよ。それに対して、油に対する況期あたりには――三十一年あたりは御承知のように、石炭の値段の方が重油の値段よりもカロリー当たり一割以上安い、というようなことのために相当石炭がふえるというようなことに

規制をせずに——金額の点において野放しにしておいて、そうしてこれを規制したのが、重油ボイラー法を作ったのが、それが日本で各国に全然見られないことをやっておるんだというの

なっておりますので、これは量と価格と両方を規制するということをすれば、一番はつきりするかもわかりませんが、しかし、一応、量の規制だけでも価格のコントロールということはある

は、私は当たらないと思うんです。外国はそういう規制をしておられないかわり、私が言ったように、その価格の、関税の面においても十分な処置はとつてある。日本だってどうです、知のように、現在六・五%の関税をかか

一〇%の関税をかけるようになっておるのを、現在までかけていないでしよ。それは重油に対する保護政策ですよ。だから、片一方だけ一つだけとって、石炭にこれだけの呆愚政策をして置てこれをやっているんです。

○阿貝根登君 それは六・五%かかっております。

それは六・五%かかっております。しかし、これは一〇%取るように大体法律はなっている。暫定措

それで、通産省の石炭局長の言われるのは、おれたちは間違っておらないんだと言われるけれども、現実には、間違っておらなかったなら、炭鉱労働者がこんな失業者が出て、こんな法律案

を今われわれが審議せぬでも、また、今後十万人も十五万人も出るというよ
うな心配をしなくても、また、炭鉱労働
者がその上、食えない、子供が学校

に行つて昼飯がないから漫画の本を見ている、こういう惨たんたる実情になり得ないんです。こういう現実面に立つてお互いが反省しなければならぬのに、政府自体何にも悪いことはな

いんだと言われるのが攻撃したい本心なんです。何も今までしたのが悪いことがなかったのなら、こんな現実はおいてこない。こんな現実はおいてこない。このために政府というのはあるは

ず、政策というものはあるはずだ。その政策が誤まっておったからこういうことになる。誤まっておらなかったにしろ、こうなるのなら政策を変えなければいけない。その政策がいまだに

変わっておらない。そうして僅々二年前に出した長期エネルギー計画がすでにもうだめだ。あれじやもうやつていけませんかというなら、そのかわるものを持っておらなければならぬ。そう

してそういう悲惨な状態が救われなければならぬのに、これもまた通常国会までということになっておる。そんなら政府としてはそこまで——通常国会まで待つてくれというのなら、通常国

会までは石炭事情についてはこういうわけだから、一つ首切りも待ってくれ、まだ首切り対策もできておらないから待ってくれ、重油も一つ待ってく

れ、こういくらいの政策を持たなくて——政治力を持たなくて、どうしてこの炭鉱の不況だ、あるいは日没だといふのが防げるか、私はこう思うのだから。

○政府委員(樺路誠明君) 私はもちろ
ん政府が全然責任なかった、自分らの
やつてきたことは今まで間違っていな
かったというよりな、そういう大それ

た思いついたような気持は持っておりません。ただ当然われわれも相当の責任があるということにつきまして、応分の責任を分かちあわなければならぬ、こういうふうに考えており

ますが、しかしそれは、それじゃその責任というのは、やはり今後はそういうあやまちを繰り返さないといった努力で実証すべきじゃないか、そういうふうに考えて、現在必要な面から再検

討しておるわけでございまして、七千二百万トンの長期の見通しも、従いまして、政府全体といたしまして、話もあれば、再検討もしておるけれども、看板はまだおろされておらない。とに

かく、おろすかおろさぬかというより、なことを再検討の上で、結局今度の通常国会あたりに、大体今後はいくういふうな見通しで所要の策をとるべきじゃないかといった結論が出されるのじゃないか

ないか、こういうふうに、私は私なりに想像して申し上げたわけでございまして、われわれといたしましては、今までわれわれの見通しが大きく狂ったというところが、今日の石炭不況に多分

に片棒かついでおるといふことについて
は十分な責任をもつて今後の努力を
いたしていききたい、かように考えてお
ります。

○阿具根登君　もう昼休みにしてこれ
でやめますが、石炭局長を私は責めた
ような形になっておるけれども、通産
省を見た場合に……これはまず与党の
方も一つ考えてもらいたいと思うので

す。通産大臣おられないから、大抵石炭局というのは一番古ぼけたきたなところ、追いやられて、そうして石油なんというのは大臣のおひざ元のところだ。

そのものはどっちを優先的に考えておるかということの端的な表われだとは思っている。石炭局長が気の毒だと思うのです。石炭局長がものを言えば重油関

係の人がどつと押しかけてくるので、通産省に行ってみなさい。石油関係の實力がどれだけあるか、どれだけの人に来ておるか。こういうことを考へて見る場合に、石炭局長じゃなく

て、通産大臣とかその他の油の關係の方々に文句を言いたいので、私、次に質問をいたしますから、一応きよらはこれで終わります。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめ

て。

〔速記中止〕

○委員長（加藤武徳君） 速記を起こして下さい。

本件に対する本日の調査は、この程

度にいたしたいと思いますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないも

○委員長(加藤武徳君) この際、連合審査会に關する件についてお諮りいたします。本院規則第三十六條に基づ

き、炭鉱離職者臨時措置法案について、商工委員会と連合審査会を開会することにしたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿兒島県国立療養所奄美和光園
施設整備に関する請願（第四八九号）

たな施行法を設定し、これに伴う予
措置を講ぜられたいとの請願。

が、国家の至上命令により戦争に参加し直接公務に起因して発病したこれら

日受理

制度を確立するよう予算措置を講
じたいとの請願。

第三七七号 昭和三十四年十一月九日受理

国立療養所の看護人員増員及び設備改善に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 吉田純一

紹介議員 野本 品吉君

医学の進歩により合理化した看護体制を行うという新看護体制が実施されて四年を過ぎたが、この間に実施された医療は患者の犠牲の上に合理化されたものであつて全く患者を無視したものであり、また療養上欠くことのできな

第三七八号 昭和三十四年十一月九日受理

在宅結核患者の入院促進に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 吉田純一

紹介議員 野本 品吉君

結核患者は五年前と比較して余り減少しておらず、入院費の算段が困難なため、在宅患者が増加している現状であるから、一日も早く回復するための措置として在宅結核患者の入院を促進せられたいとの請願。

第四〇四号 昭和三十四年十一月九日受理

結核コロニー施設設置に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 吉田純一

紹介議員 大和 与一君

闘病生活のかいあつて、生産社会に復帰できるようになつた結核回復者が一日も早く自立できるように、また慢性性患者(微量排菌者)及び著しく心肺機能の低下した者も自立のめちを選ぶことのできるよう共同作業施設及び宿舎施設をもつ結核コロニー施設を各県に一箇所設置するとともに、これが予算措置を講ぜられたいとの請願。

第四〇五号 昭和三十四年十一月九日受理

結核回復者寮設置に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 吉田純一

紹介議員 大和 与一君

長期闘病のかいあつて、念願の社会に復帰できるようになつた患者がお互に助け合い、安心して働き、一日も早く自立できるように、結核回復者寮を設置し、あわせてこれに伴う必要な予算措置を講ぜられたいとの請願。

第四一四号 昭和三十四年十一月十日受理

国立療養所の看護人員増員及び設備改善に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 佐藤保外二百四十九名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第三七七号と同じである。

第四八八号 昭和三十四年十一月十一日受理

らい療養患者の援護対策に関する請願

請願者 鹿児島県瀬市有屋町一、七〇〇国立立八氏病療養所奄美和光園内 大賀末志

紹介議員 田畑 金光君

らい療養患者に対して、(一)身体障害者福祉年金の認定を、外見のみによることなく総合障害による認定にすること、(二)身体不自由者の付添を職員に切り替へると共に不自由者の居住様式を整備すること、(三)医師の充員対策を図ること、(四)作業賞与金を増額すること、(五)療養所の施設整備費並びに経費を増額すること、(六)患者関係経費を増額すること、(七)医師、看護婦、保清婦並びに現業職員の増員と待遇改善を図ること、(八)不自由者の特別慰安金の増額並びに小、中学校生徒に対する特別慰安金を予算化すること、(九)児童患者教育関係経費の増額並びに高校生生徒に対する奨学資金の支給を図ること等の援護対策を図られたいとの請願。

第四八九号 昭和三十四年十一月十一日受理

鹿児島県国立療養所奄美和光園施設整備に関する請願

請願者 鹿児島県瀬市有屋町一、七〇〇国立立八氏病療養所奄美和光園内 大賀末志

紹介議員 田畑 金光君

鹿児島県国立療養所奄美和光園は、三十年代百五十床の増床によつて圧縮収容が緩和され、以来施設も徐々に改善されてきたが、付帯設備にいたつては

今年度の治療を除いて皆無という状態で、食事、入浴もボイラー設備がなく薪をたいてその日を過すありさまであり、一方当奄美群島には今なお三百名の在宅らい患者があり、これらの人々が何らの不安なく入所し安心して療養のできるような環境にすることは厚生行政の重大責務と考えられるから、整備のおくれた療養所に優先的に予算を配付し、当園の施設整備について援助せられたいとの請願。

第五〇九号 昭和三十四年十一月十一日受理

国立病院の営利化反対に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 吉田純一

紹介議員 伊藤 顕道君

今までの国の責任として結核治療の中心的存在であつた国立病院が最近経費削減の廃止や滞納の過酷な取り立てを行い、営利化の方向をとりはじめていくが、これは国立病院本来のあり方に逆行するものであるから、国家予算を増額してこれが改善を図られたいとの請願。

第五一〇号 昭和三十四年十一月十一日受理

基準看護、基準給食の内容充実に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 吉田純一

紹介議員 伊藤 顕道君

昭和三十三年十月一日医療準備改訂によつて従来の完全看護、完全給食は、基準看護、基準給食となり、その内容を充実させるとのことで発足したが、看

護については、その具体的内容等明確な基準がないため各県によつて差があり、給食についてもカロリー、栄養量の明示だけで純材料費については七十パーセント以上、具体的にこれだけのものはこういう食品でといった献立例等により明確な基準が出されない限り、これ以上の改善は不可能な段階まできているから、基準看護及び基準給食の内容を充実し明確にするよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第五一一号 昭和三十四年十一月十一日受理

後援施設の内容充実に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 吉田純一

紹介議員 伊藤 顕道君

結核回復者が社会復帰するには、体力、職業訓練を受けるアフターケアを経ることがぜひとも必要であるが、この施設の数ばかりに少なく、群馬県においては一箇所、ベッド数十床という現状であるから、国の結核対策の一環として、アフターケア施設の増設と内容の充実を図られたいとの請願。

第五一二号 昭和三十四年十一月十一日受理

結核回復者の就職確保等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 佐藤保外二百五十一名

紹介議員 伊藤 顕道君

闘病のかいあつて社会復帰できるようになつた結核回復者が一日も早く自立できるよう職業と住宅を保障するた

めに、(一)結核回復者に低家賃住宅、厚生年金住宅などの住宅を優先割当すること、(二)身体障害者福祉法の援護措置を拡大すること、(三)世帯更生資金、国民金融公庫の生業資金等を優先貸付けること、(四)優先雇用法を立法化すること、(五)生業扶助を増額すること、等について必要な財源の予算的措置を講ぜられたいとの請願。

第五三〇号 昭和三十四年十一月十

二日受理

生活保護家庭に対する期末扶助予算化に関する請願

請願者

高知市本町一七五高知
県患者同盟会内 橋本
亘外三百五十二名

紹介議員

坂本 昭君

生活保護家庭の生活困窮の実情を理解せられ、盆と暮れの二回に期末扶助料としてそれぞれ千五百円を支給するよう、これが予算化を図られたいとの請願。

第五三二号 昭和三十四年十一月十

二日受理

結核新薬カナマイシン早期使用に関する請願

請願者

高知市本町一五七高知
県患者同盟会内 橋本
亘外二百九十五名

紹介議員

坂本 昭君

化学療法法の進歩によつて、結核の死亡率は全国第一位から第七位へと激減しかがやかしい成績をおさめており、その数は二万六千となつてゐるが、現在なお全国には三百四万にのぼる結核患者がいるといわれているから、結核新薬カナマイシンの早期使用を許可せられるとともに、現在その使用を制限さ

れているビラマイド・バイオマイシン等の使用制限を緩和せられたいとの請願。

昭和三十四年十一月二十七日印刷

昭和三十四年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局